



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 電子申請・届出システムの概要・最新状況

令和8年1月28日『地方公共団体向け「電子申請・届出システム」』利用原則化セミナー

厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護業務効率化・生産性向上推進室

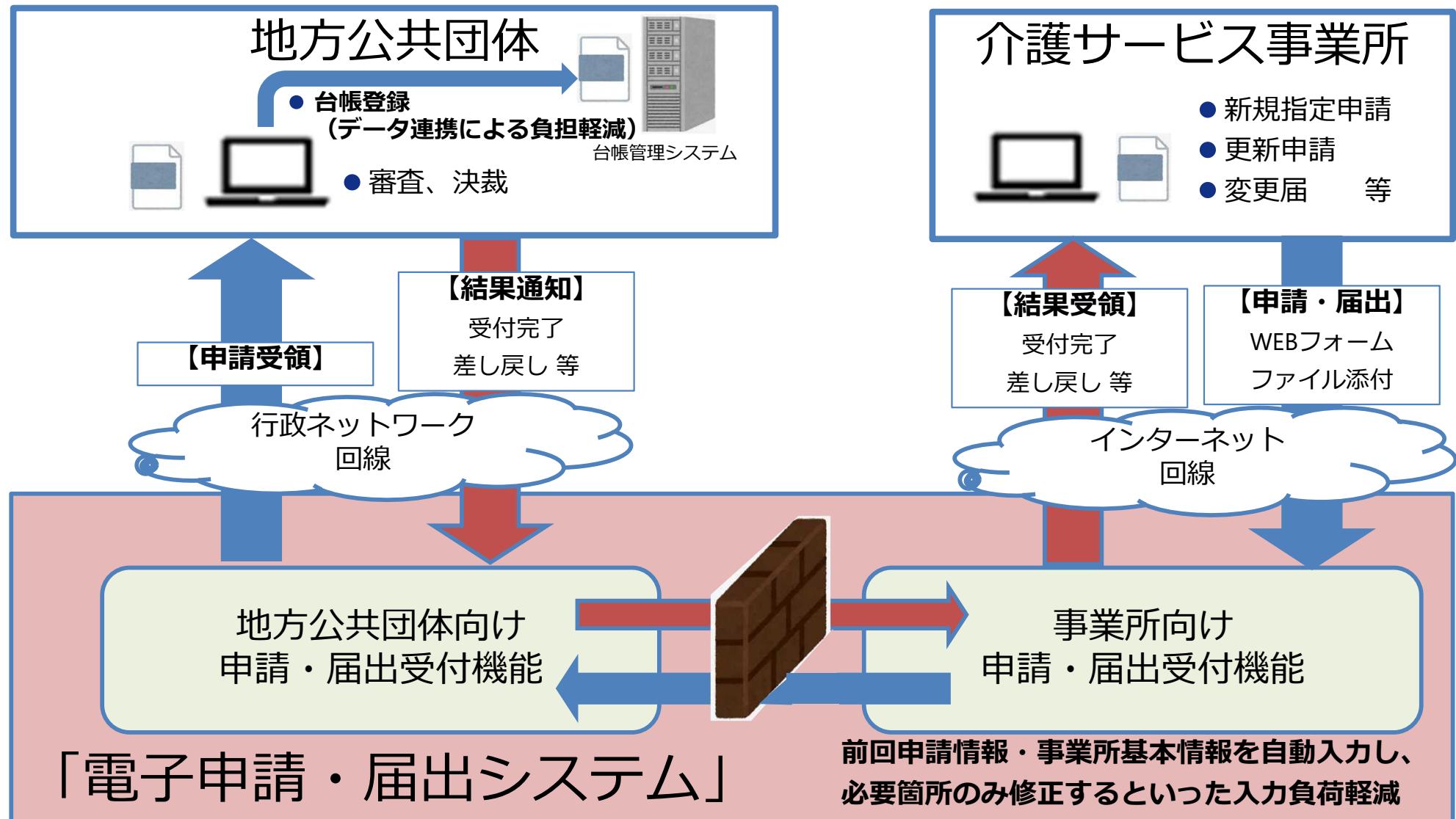
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 電子申請・届出システム整備の背景・目的

- デジタル手続法において、地方公共団体の手続について電子情報処理組織等により行うことができるようにするための施策に関し、国は、支援等に努めることとされている。
- デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ）のもと、**地方公共団体の行政手続についても、オンライン化が努力義務とされている。**
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、「書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、**デジタル技術を活用し、いつでも、どこでも、簡便に行政手続を行うように**することで、国民生活の質を高め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会を構築すること」等が記載されている。
- 「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、**介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請・届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる**」としており、令和7年度までに全ての地方公共団体で電子申請・届出システムの準備を終えることとしている。

# 電子申請・届出システムの仕組み

令和4年下半期より、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める  
介護事業所や施設の指定申請や各種届出のシステム利用(WEB入力)の運用開始



# 電子申請・届出システム改修の経緯・今後の予定

## 自治体向けの改修

### 令和5年度

- ◆デモ環境の追加
- ◆インターネット環境から利用可
- ◆API連携機能追加（定義書作成）
- ◆様式変更対応

### 令和6年度

- ◆様式変更対応(4月/10月)
- ◆指定権者内の引継用コメント登録改善
- ◆取り下げられた申請の確認機能追加
- ◆マスター編集機能追加

### 令和7年度

なし

### 令和8年度以降

- ◇老人福祉法届出における本システム利用

## 事業所向けの改修

### 令和5年度

- ◆デモ環境の追加
- ◆一括申請機能の追加
- ◆付表のコピー機能の追加
- ◆取り下げ時のメール通知機能追加
- ◆様式変更対応

### 令和6年度

- ◆様式変更対応（4月/10月）
- ◆生産性向上推進体制加算算定事業所における実績データ報告
- ◆取下申請等の履歴表示と再利用機能追加

### 令和7年度

- ◆小数点入力機能改修
- ◆複数指定権者への一括申請機能改善

### 令和8年度以降

- ◇老人福祉法届出における本システム利用

# 令和8年度から電子申請・届出システム利用原則化

**令和8年度以降、介護事業所を含め本システムは原則利用が定められています**

## 【システム準備は完了しています】

- ★マスターはヘルプデスクにおいて事前インプットした形で設定⇒必要に応じて指定権者にて修正可能
- ★利用開始のシステムパスも全て連携済みでありシステム準備は完了

## 【利用・準備の状況(令和8年1月12日現在)】

- ★システム準備は完了しており、利用開始のシステムパスも全て連携済みであるものの、ヘルプデスクや伴走支援事業者からの問い合わせに対して、利用開始時期の連絡がない指定権者が143（介護事業所が存在しない指定権者も含む）
- ★指定権者により利用開始がされたものの、その後本システムの利用ログがない指定権者が658（利用開始をしているが申請・届出そのものが発生していない場合も含む）

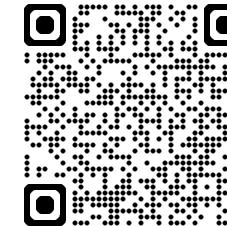
# 指定権者ご担当者様へのお願い

- 1) 事業所の利用状況の把握のためにもGビズIDの取得を推奨します。
- 2) 事業所への利用開始連絡（事務連絡・HPでの案内は必須）、並びに事業所からの問い合わせ受付は、指定権者に行っていただきます。厚生労働省のヘルプデスクは指定権者からの問い合わせ専用です。
- 3) アンケート調査によれば、既に利用開始をしている指定権者であっても、電子申請・届出システムから受付の割合は少なく、依然として紙やメールでの受付が多いようです。指定権者・事業所双方の業務効率化のためにも、令和8年4月以降は、電子申請・届出システム利用に集約できるように、働きかけをお願いします。

【都道府県ご担当者様へ：管内指定権者フォローのお願い】  
令和8年4月以降の管内指定権者・事業所の本システム原則  
利用に向けて周知活動等のご支援をお願いいたします。

# 厚労省の「電子申請届出システム」ホームページ

## 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請導入 | 厚生労働省



ホームページ  
のQRコード

\* QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

システム | アーカイブ

gokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action\_shinsei\_static\_archive=true

## 電子申請・届出システム

アーカイブ機能

以下がアーカイブ情報一覧となります。

○【電子申請届出システム】令和7年度参画に係る情報提供のご依頼  
送信日時:2024/10/18 15:00(電子申請届出システムヘルプデスク連絡)  
20241018\_電子申請届出システムのご利用開始に伴う情報提供のご依頼.zip

○【電子申請届出システム】自治体(指定権者)向け利用準備参考資料(令和6年10月18日更新)につきまして  
送信日時:2024/10/18 15:00(電子申請届出システムヘルプデスク連絡)  
20241018\_【電子申請届出システム】利用準備参考資料一式.zip

### (4) 自治体(指定権者)向け利用準備参考資料 (令和6年10月18日更新)

利用準備参考資料一式は、「電子申請・届出システム」自治体向けログイン画面(デモ環境含む)の右上にあります「お知らせ」記載のURL(資料等保管ページ)よりダウンロード願います。

- 【格納資料内容】
- 自治体向け手引き
  - 自治体向け手引き付属資料(チェックリスト・WBS・業務フロー図・様式関連)
  - 事業所向け手引き
  - GビズID・登記情報提供サービス関係資料(広報資料・補足説明)
  - デモ環境説明資料(地方公共団体向け・事業所向け)
  - 操作ガイド(事業所向け)説明動画について

# システム整備の背景等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 社会保障審議会介護保険部会

## 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会 取りまとめ(令和4年11月7日)概要

介護分野の文書に係る負担軽減については、介護分野文書に係る負担軽減に関する専門委員会において、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)「介護分野におけるローカルルール等による手続き負担の軽減」の内容も踏まえ、今後の更なる負担軽減の実現へ向け、主に以下の項目について議論と検討を行い、令和4年11月7日に取りまとめを行った。

### 取りまとめで示された主な負担軽減策の方向性

#### ① 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について

- 国が示している標準様式の使用が、地方公共団体にどの程度浸透しているのか確認のために調査を行うべきである。
- 指定申請等に係る文書の簡素化・標準化の取組を整理し、地方公共団体向けのガイドラインの作成を行うべきである。
- 標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること等の所要の法令上の措置を行うべきである。** (施行時期: 令和6年度)

#### ② 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口について

- 専用窓口で受け付けた要望について、内容等を整理し、本専門委員会に報告を行い公表を行うべきである。
- 要望内容については、精査の上、必要に応じて本専門委員会での議論等を行うことや地方公共団体への助言等を行うべきである。
- 受付フォーマットや運営方法については、今後も隨時検討を行うべきである。

### 今後の進め方

専用の窓口に提出された要望についての報告や改善等に対する対応及び「電子申請・届出システム」の利用状況等のフォローアップ等が必要であるため、引き続き協働で負担軽減について検討する場である本専門委員会を隨時又は定期に開催することが有益である。

#### ③ 「電子申請・届出システム」について

- 手引きや操作手順書の作成等、円滑なシステムの運用開始へ向けた支援を行うべきである。**
- 早期利用開始の地方公共団体に伴走支援を行い、好事例の横展開等により早期利用開始を促すべきである。**
- 利用開始時期の意向調査の実施と調査結果の公表を行うべきである。**
- 機能は地方公共団体等の意見等も踏まえて検討を行うべきである。**
- システムの使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則にシステムについて明記する等の所要の法令上の措置を行うべきである。**

#### ④ 地域による独自ルールについて

- 地方公共団体における独自ルールの有無、内容を整理し公表を行うべきである。**
- 専用の窓口に提出のあった要望の中で、独自ルールに関する要望を整理し公表を行うべきである。

#### ⑤ その他の課題について

- 処遇改善加算や事故報告、ケアプラン、介護DX等に関して示されたその他の意見については、関係審議会における検討の中で積極的に活かし、デジタル化や負担軽減を進めていくことを期待。

## 5. 個別分野の取組

### ＜医療・介護・感染症対策＞

#### （5）利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築

##### No.19 介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減

【a,b,e,f : 令和4年度措置、**c : (前段) 令和7年度措置**、(後段) : 令和4年度上期措置、  
**d : 令和7年度措置**】

a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組を構築し、内容及び件数、処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。

# 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

- c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。  
なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。
- e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。
- f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。

# 介護保険法施行規則(令和5年3月31日公布) ※令和6年4月1日施行

## (申請等の手続における電子情報処理組織の使用)

=電子申請・届出システム

第百六十五条の七 次に掲げる申請、申出又は届出（以下この条において「申請等」という。）は、**厚生労働省の使用に係る電子計算機**（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と**申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法**であって、**当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録**されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。

1. 第百十四条第一項若しくは第二項、第百十五条第一項若しくは第三項、第百十六条第一項若しくは第三項、第百十七条第一項若しくは第三項、第百十八条第一項若しくは第三項、第百十九条第一項若しくは第二項、第百二十条第一項若しくは第三項、第百二十一条第一項若しくは第三項、第百二十二条第一項若しくは第三項、第百二十三条第一項若しくは第三項、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十五条第一項若しくは第三項、第百二十六条の十三第一項、第百三十一条の二の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の三第一項若しくは第二項、第百三十一条の三の二第一項若しくは第三項、第百三十一条の四第一項若しくは第三項、第百三十一条の五第一項若しくは第三項、第百三十一条の六第一項若しくは第三項、第百三十一条の七第一項若しくは第二項、第百三十一条の八第一項若しくは第二項、第百三十一条の八の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の十六第一項、第百三十一条の十七第一項、第百三十一条の十八第一項、第百三十二条第一項若しくは第二項、第百三十四条第一項若しくは第二項、第百三十六条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百三十八条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百四十条の四第一項若しくは第三項、第百四十条の五第一項若しくは第三項、第百四十条の六第一項若しくは第三項、第百四十条の七第一項若しくは第三項、第百四十条の九第一項若しくは第三項、第百四十条の十第一項若しくは第三項、第百四十条の十一第一項若しくは第三項、第百四十条の十二第一項若しくは第三項、第百四十条の十三第一項若しくは第三項、第百四十条の十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十五第一項若しくは第三項、第百四十条の二十六第一項若しくは第三項、第百四十条の三十二第一項若しくは第三項又は第百四十条の六十三の五第一項若しくは第二項の規定による申請

【指定申請・更新申請】

2. 第百二十九条第一項、第百三十条第一項、第百三十条の五第一項、第百三十一条の十一の九第一項、第百四十条の十七の六第一項、第百四十条の二十第一項、第百四十条の二十一第一項又は第百四十条の二十八の二第一項の規定による申出

特例に係る別段の申出

3. 第百三十一条第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十一の十第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百三十一条の十三第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十三の二第一項、第百三十三条第一項から第三項まで、第百三十五条第一項若しくは第二項、第百三十七条第一項から第三項まで、第百四十条の二の二第一項から第三項まで、第百四十条の二十二第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の二十八の三第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百四十条の三十第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の三十五第一項若しくは第二項、第百四十条の三十七第一項から第三項まで又は第百四十条の六十二の三第二項第四号から第六号までの規定による届出

【変更届等】

## 参考情報

- ・介護情報基盤の利用開始
- ・ケアプランデータ連携システム利用促進

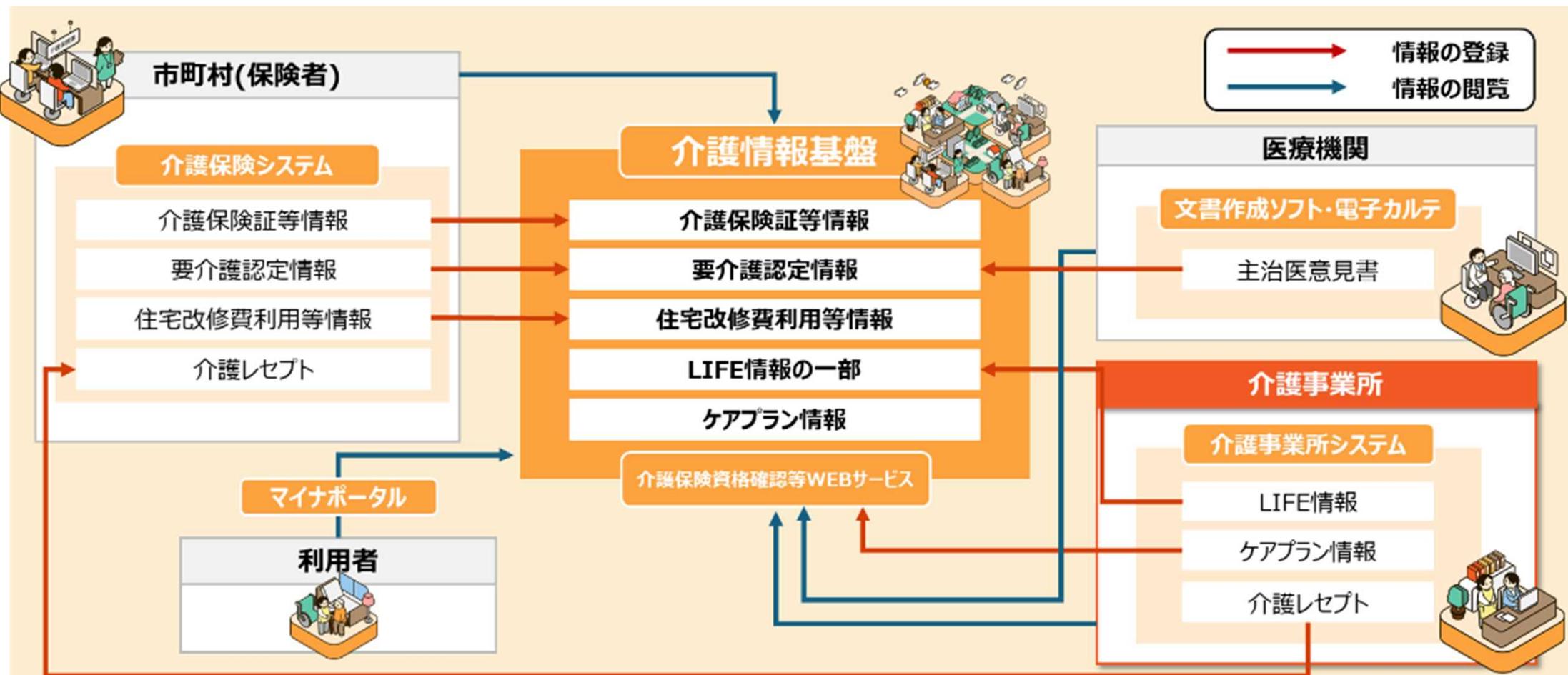
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# システム構成の全体像

- 介護情報基盤を活用した利用者、保険者（市町村）、介護事業所、医療機関間の情報の流れは以下のとおり。

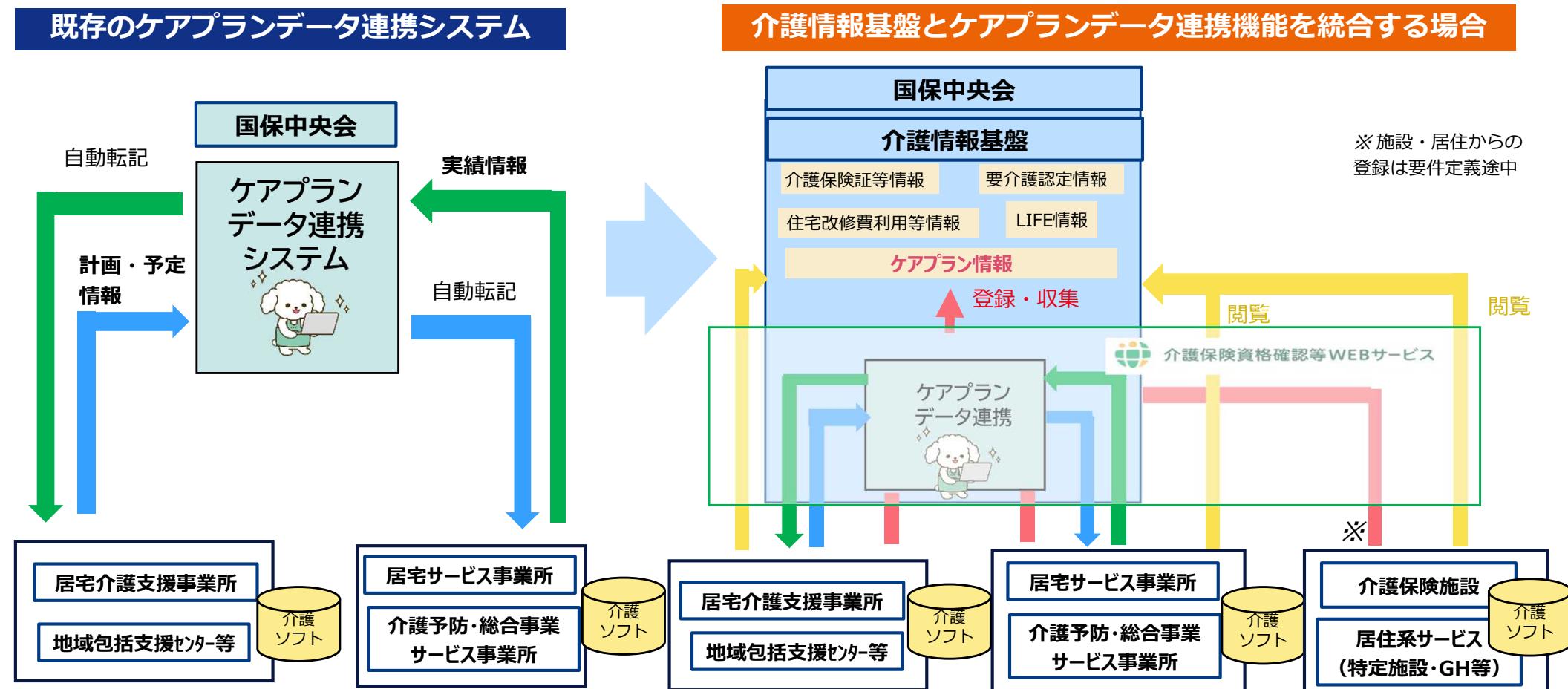


出典：介護情報基盤ポータル 公益社団法人国民健康保険中央会 “介護情報基盤の概要 市町村(保険者)のみなさまへ”

<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docNC6477A5D453A85730fb7e9b0d081e372d8a5499d85f432577686cf77c183c94813034bc56ce3>

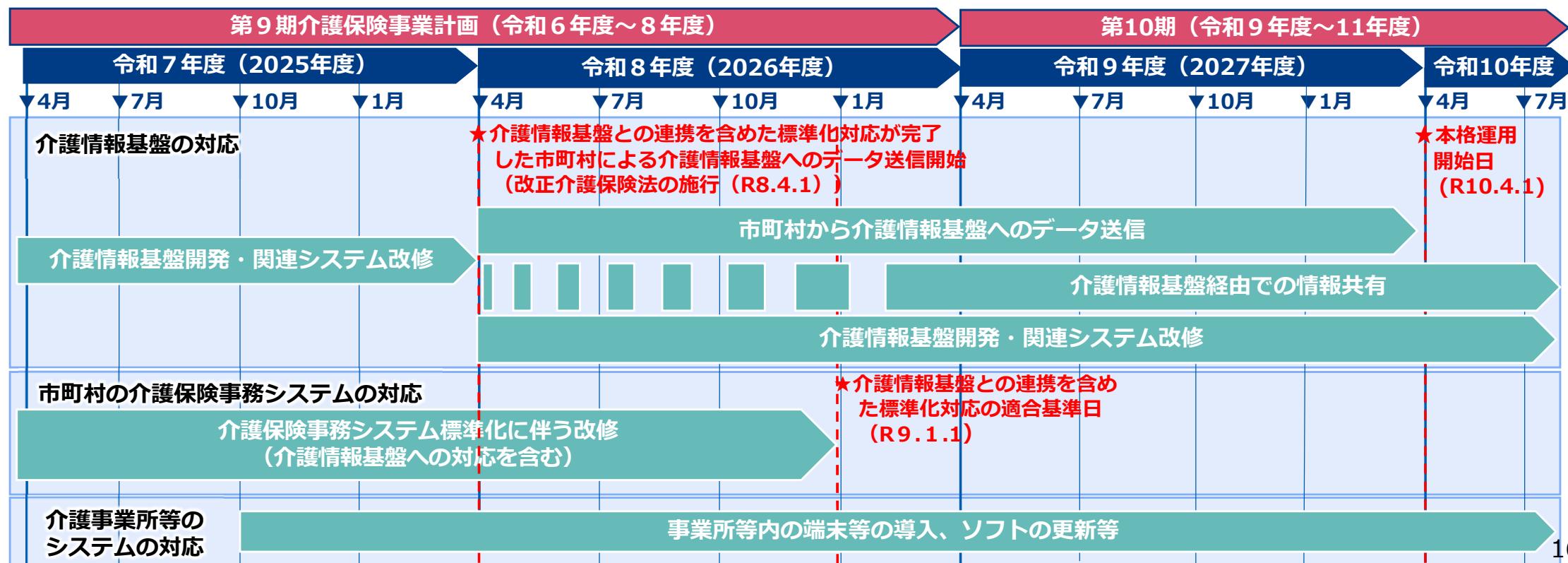
## 介護情報基盤とケアプランデータ連携機能の統合（イメージ）

- 介護情報基盤とケアプランデータ連携機能について、統合して一体的に運用することで、①事業者における利便性が向上すること、②ランニングコストの軽減が見込まれること、③事業者等に向けた普及促進が図られることから、**介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合することとしてはどうか。** →統合予定



## 今後のスケジュール

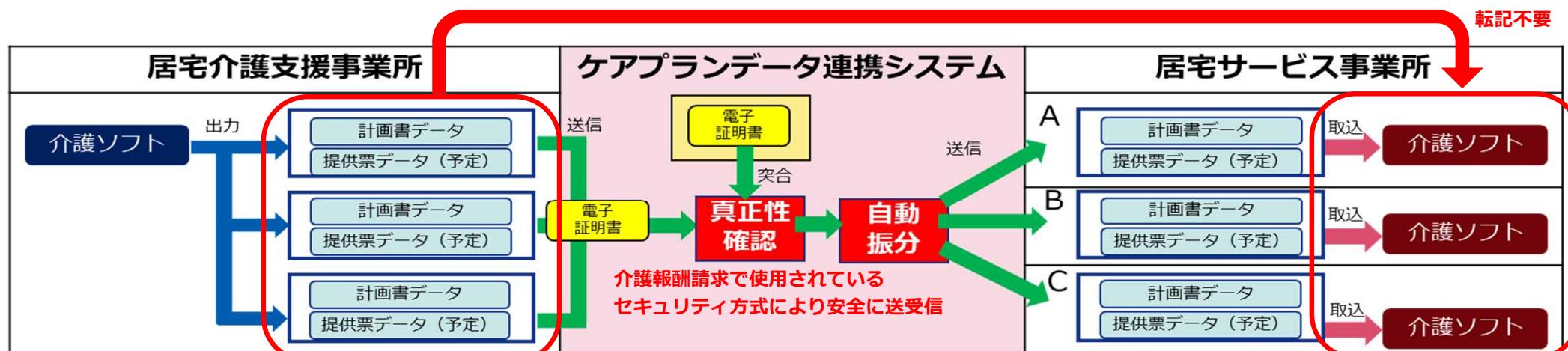
- 令和8年4月1日 改正介護保険法の施行により、介護情報基盤が地域支援事業に位置づけられ、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応が完了した自治体から、介護情報基盤へのデータ送信が可能になる
- 令和9年1月1日 自治体の介護保険事務システムにおける、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応の適合基準日
- 令和10年4月1日 介護情報基盤の本格運用開始日



# ケアプランデータ連携システムについて (令和5年度より国民健康保険中央会にて本格稼働)

これまで毎月紙でやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプラン（計画・予定・実績の情報）をオンラインで完結するシステムを提供。  
「データ連携標準仕様」に対応した介護ソフトとの連携により、ケアマネ・サービス事業所共に転記不要による事務負担の軽減を実現。

【計画・予定情報の流れ】以下に加えて令和7年4月より地域包括支援センターと介護予防サービス・総合事業間の連携も可能に



## 期待される効果（住宅介護支援事業所の場合）

- FAX・郵便切手・紙不要による事務経費の削減
- データ自動反映に伴う転記不要で「ミス」の削減・「時間」の効率化
- 間接事務（FAX・封入・移送時間・紙処理）にかける「時間」の削減
- 従業者の間接事務負担軽減で「心理的負担軽減」が可能
- 従業者の残業削減・直行直帰可など「ワークライフバランス」の改善
- ケアマネジメントにかける時間増による「従業者満足度」と「サービスの質」の向上
- 過減制緩和等加算やミス削減に伴う返戻減による事業所の「経営力」の向上



イメージキャラクター  
ケアパー



ヘルプデスク  
サポートサイト

# ケアプランデータ連携システム フリーパスキャンペーン



ケアプランデータ連携システム

期間限定  
**フリーパス**  
キャンペーン

今なら21,000円無料

6月1日  
スタート

フリーパスキャンペーンとは、ケアプランデータ連携システムすべての機能を**1年間無料**でご利用できる**期間限定のキャンペーン**です。「導入コストが気になる」「周りの事業所を誘いたいけれど、きっかけがない」。そのようなお声にお応えし、業務改善の第一歩を、負担ゼロで気軽に始められるキャンペーンとなっています。

**キャンペーン申請期間**  
**2025年6月1日～2026年5月31日（予定）**

無料でご利用いただける期間は、申請いただいた日から1年間です。

**ライセンス料**  
通常 21,000円/年 → **0円/年**

**対象となる事業所**  
すべての介護事業所が対象です  
初めて利用する方 ○ 現在利用中の方 ○ 一度ご利用をやめた方 ○

2025年6月1日 キャンペーン期間 2026年5月31日 2027年5月31日

新規申込 0円/年 21,000円/年

初めて利用する方  
更新時  
フリーパス適用

現在利用中の方  
21,000円/年 0円/年 21,000円/年

2025年4月～5月に“ケアブー”的お申し込みされた方・更新をされた方も、  
2026年4月～5月の更新時にフリーパス適用可能です！

詳しくは、サポートサイト内 特設ページよりご覧ください  
※特設ページは、3月14日(金)より公開

<https://www.careplan-renkei-support.jp>

ケアプラン ヘルプデスク 検索

フリーパスキャンペーンに関するご質問・お問合せ先

ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト  
TEL 0120-584-708 受付時間 9:00～17:00（土日祝日除く）  
サポートサイト内にて、メッセージフォームからも受け付けています。

- 1年間フリーパスの配布期間  
2025年6月1日～2026年5月31日

- 対象となる事業所  
全ての介護事業所（初めて、利用中、再利用）
- 利用可能な機能  
全ての機能

フリーパスキャンペー  
ンは介護情報基盤への統合まで延長  
(令和7年度補正)



ケアプラン  
データ連携システム  
ヘルプデスクサポートサイト

お知らせ一覧 各種資料 よくあるご質問 インタビュー 製品ダウンロード お問い合わせ コンテンツ

ケアプランのやりとりを、  
紙からデジタルへ。

2025年  
6月1日  
スタート！

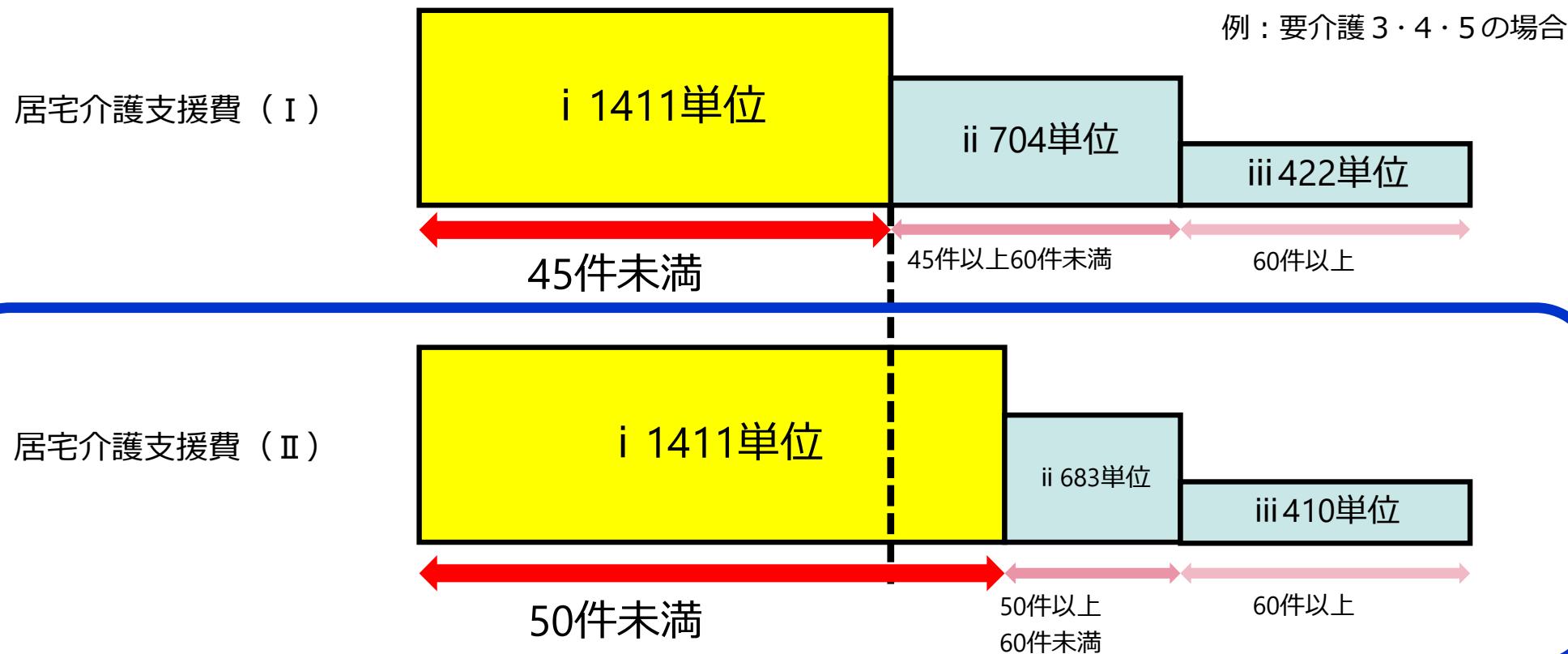
期間限定  
**フリーパス**  
キャンペーン

21,000円  
FREE PASS

<https://www.careplan-renkei-support.jp/freepass/index.html>



# 令和6年度介護報酬改定 介護支援専門員 1人当たりの取扱件数



## 【算定要件】

- ケアプランデータ連携システムの利用（他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績は問わない）
- 事務員の配置（事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置）

## 施策名:ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

※医療・介護等支援パッケージ

## ① 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・また、「省力化投資促進プラン」(令和7年6月13日)において、2040年に▲20%以上の業務効率化を図る必要があるとされており、生産年齢人口が減少していく中、計画的かつ継続的に職場環境改善・生産性向上のための介護テクノロジー等の導入を図っていく必要がある。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行うとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実させる。

## ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○	○								

## ③ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善を推進するため、介護事業所において介護テクノロジー等を導入する費用及び地域全体で導入する費用の補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善等の取組など協働化等の支援を行うとともに、経営改善の支援に係るモデル的な事業を実施する。あわせてこれらに要する都道府県等の伴走支援の強化等を実施する。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

## (1) 生産性向上の取組を通じた職場環境改善

## ① 生産性向上に資する介護テクノロジー等の導入

- ・見守り機器・介護記録ソフト・インカムについては、業務時間削減効果が確認されているため集中的に支援。特に、小規模事業者も含めこれらのテクノロジーがより広く事業者へ普及するよう支援。そのため、介護テクノロジー等の導入にかかる費用を補助するとともに、導入等と一体的に実施する業務改善にかかる費用(※)を補助
- (※)介護記録ソフトの導入前後の定着を促進する費用やWi-Fi環境整備費用も含む。

## ② 地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面的に生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

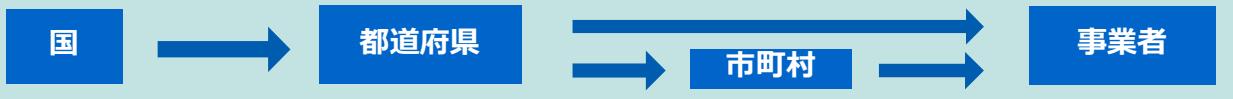
## (2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善など協働化等の支援、経営改善支援モデル事業の実施

- ①人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援等に加え、福祉医療機構(WAM)による経営分析などを行うための費用を補助することにより、経営改善支援モデル事業を実施
- ②福祉医療機構における介護施設等の経営サポート事業の体制強化を実施(事業スキーム：国 → WAM(実施主体)、運営費交付金の交付)

## (3) 都道府県等による伴走支援等の実施

- ・小規模事業所等に対するICT導入や協働化等の伴走支援等が着実に実施されるよう、必要な都道府県等の体制を整備

## 【事業スキーム】



## 【実施主体】

都道府県 (都道府県から市町村への補助も可)

## 【負担割合】

(1)①、(2)①…国・都道府県4/5、事業者1/5

(1)②、(3)…国・都道府県 10/10

※国と都道府県の負担割合は以下の通り

(1)①、(2)①…国4/5、都道府県1/5

(1)②…国9/10、都道府県1/10、(3)…国 10/10

## ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

施策名:ア 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援  
(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)

令和7年度補正予算案 1,920億円

※医療・介護等支援パッケージ

## ① 施策の目的

- 介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。支援については、持続的な賃上げを実現する観点を踏まえて実施する。

## ② 対策の柱との関係

I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○	○								

## ③ 施策の概要

- ①介護従事者に対して幅広く賃上げ支援(※1)を実施。
  - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者(※2)の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せ。
  - ③併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者(※3)を支援(介護職員等の人事費に充てることも可能)。
- (※1)処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等)については処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象。
- (※2)処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。
- ア)訪問、通所サービス等  
→ ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。
  - イ)施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等  
→ 生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得(又は見込み)等。
- (※3)処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。

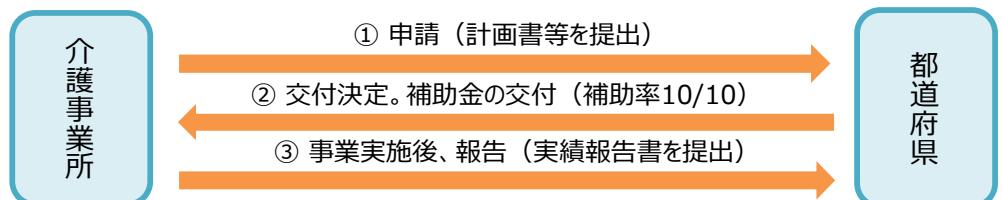
## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

## (1) 支給要件・金額

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| ①介護従事者に対する幅広い賃上げ支援        | 1.0万円 |
| ②協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ | 0.5万円 |
| ③介護職員の職場環境改善の支援           |       |
- ※人事費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当

## (2) 対象期間:令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

## 【執行のイメージ】



(注)サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)

## ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援を実施することで、介護サービス提供に必要な人材確保につながる。